

神警協発第 100 号
令和4年2月 15 日

会 員 各 位

一般社団法人神奈川県警備業協会
会 長 島 山 操

令和4年度現任警備員教育の実施について(ご案内)

謹啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素、当協会の警備員教育等業務各般について格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年度の現任警備員教育につきましては、下記のとおり実施しますので、ご案内いたします。

謹白

記

- 1 令和4年度の教育期間
令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)まで
「令和4年度現任警備員教育実施日程表」を参照ください。
- 2 教育実施場所
横浜市中区寿町二丁目5番地の1 川本工業ビル5階
一般社団法人 神奈川県警備業協 研修室
- 3 教育計画・教育事項等
別添「令和4年度現任警備員教育計画書(1号業務・2号業務)」のとおり
- 4 教育時間・教育実施簿等
 - (1) 当協会で行う現任警備員教育の時間は、法定の教育時間(10 時間以上)のうち、基本教育(2時間)、業務別教育(3時間)の計(5時間)を、A と B の異なる内容の二つに区分して合計で(10 時間)行います。
なお、当協会では、1号と2号業務以外の現任警備員教育は行っていません。
それ以外の現任警備員教育は自社でお願いします。
 - (2) 現任警備員教育の受講を終了した際には、各事業者様宛に「教育実施簿」を交付いたします。教育実施簿は、原則として受講を修了した者(複数いる場合は代表者)を通じて各事業者様宛に交付いたします。

5 受講料

◇ 会員1人につき、 2,300円

◇ 非会員1人につき、4,600円

お支払いは、直接協会にご持参又は次の振込先にお振込みください。

なお、振込みの場合は、講習終了後、受講人数等を確認のうえすみやかに振込みください。また、会計処理の都合上、年度の切り替え時期には年度を跨がないよう

令和4年度の受講料は、令和5年3月23日までに

令和5年度の受講料は、令和5年4月1日以降に

入金をお願いします。

振込先	横浜銀行本店	普通預金口座	0362083
	一般社団法人神奈川県警備業協会 会長 畠山 操		

6 受講定員

1回 70人（新型コロナウイルス感染予防対策実施中は30人）

- ・ 定員の変更を行う場合は、ホームページ(お知らせ)に掲載します。
- ・ 申込みが定員を満了した場合は、ホームページ(お知らせ)に掲載します。

7 受講申込み

(1) 日程表をご確認のうえ以下の手続きにてお申込みください。

- ・ 受講者の氏名等、記入漏れのないようお願いします。
- ・ 指導教育責任者・検定資格者等の有資格者で、一部教育免除対象者については、申込書の備考欄に該当する資格名を記入してください。
- ・ 受講者に変更、欠席等が生じた際は、速やかに協会事務局までご連絡ください。申込書(初回)に変更事項を追記のうえ書面にて連絡をお願いします。
- ・ 受講日を間違えて来られる方がおります。事前の受講管理をお願いします。

(2) 受講申込みは、別添「現任警備員教育申込書」(様式1)に記入の上、E-mail 又は FAX にてお申込みください。

E-mail	: kensyuu@shinkeikyo.or.jp	(メールアドレスは、要確認)
FAX	: 045-225-8707	

- ・ 会員の受講申込み受付は、
4月～9月の期間は、【3月1日(火)午前9時00分】から始めます。
10月～3月の期間は、【8月1日(月)午前9時00分】から始めます。
なお、受講日の1週間前までには申込みください。

8 参考

「現任警備員教育日程(令和4年度)」及び「現任警備員教育申込書」は、(一社)神奈川県警備業協会のホームページ (<http://www.shinkeikyo.or.jp/>) に掲載してありますのでご参照ください。

※ 受講の際の注意事項

- ① 受講当日の受付時間は、午前8時40分から午前9時10分までです。
午前9時10分からオリエンテーションが始まり、続いて午前9時20分から第1時限目の講義となりますので、時間は厳守して下さい。
特に夜勤明けの受講者について遅れないよう担当者は時間厳守に配慮下さい。
- ② 受付時、皆様に「健康状態確認書」の作成をお願いしています。
この時、体調不良等が確認された場合には、受講をご遠慮いただいています。
事業者様は、事前に受講者の健康状態を確認していただくようお願いします。
- ③ 受講者に徹底をお願いします。
 - ・ 当日の座席は受付順に指定しています。
指定席以外は利用しないでください。
 - ・ 研修室がある5F以外は立ち入らないでください。
指定場所(7F)以外での喫煙は厳禁です。
 - ・ 講義中は携帯電話の使用を禁止です。
緊急の要件は協会まで連絡ください。
 - ・ 各自のゴミは必ず持ち帰りです。
 - ・ 受講に相応しい服装・言動等礼節を保ってください。
- ④ 急用で退出する方は、申し出ください。
ただし、教育時間(5時間)に満たない受講者には、教育実施簿を交付できません。

事務局

電話 045-225-8825

担当者 安西

令和4年度 現任警備員教育計画書(1号業務)

教育区分	教育事項	パターン	内 容	教育方法	教育時間数		実施者
					Aパターン	Bパターン	
基本教育	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。	A	○ 警備業の意義と重要性 ○ 警備業法第15条「警備業務実施の基本原則」	講義	70分	70分	(一社)
		B	○ 警備員の使命と心構え ○ 警備員の資質の向上				
	ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	A	○ 警備業法の概要、憲法		70分	70分	
		B	○ 刑法、刑事訴訟法、遺失物法				
ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	A	○ 警察機関等への連絡、通報要領 ○ 負傷者への救護と危険防止の措置及び避難誘導 ○ 現場保存	講義及び実技	50分	50分		
	B	○ 救急蘇生法 等					
業務別教育	イ 警備業務対象施設における人又は車両等の出入の管理の方法に関すること。	A	○ 出入管理の意義と目的 ○ 出入管理の基本 ○ (出入管理)形態別留意事項	講義及び実技	60分		神奈川県警備業協会講師
	ロ 巡回の方法に関すること。	A	○ 巡回の目的 ○ (巡回)形態別着眼点 ○ (巡回)一般的留意事項		60分		
	ハ 警報装置その他当該警備業務を実施するために使用に関すること。	A	○ 警報装置、その他警備業務を実施するために使用する機器の使用法 等		60分	60分	
		B					
	ニ 不審者又は不審な物件を発見した場合にとるべき措置に関すること。	B	○ 不審者等に対する警戒の着眼点及び対応			60分	
ホ その他施設警備業務を適正に実施するため必要な知識及び技能に関すること。	B	○ 消防法 ○ 護身用具の取扱い及び護身の方法 ○ 遺失物取扱要領		60分			
備考					5時間	5時間	合計
							10時間

令和4年度 現任警備員教育計画書(2号業務)

教育区分	教育事項	パターン	内 容	教育方法	教育時間数		実施者	
					Aパターン	Bパターン		
基本教育	イ 警備業務実施の基本原則に関すること。	A	○ 警備業の意義と重要性 ○ 警備業法第15条「警備業務実施の基本原則」	講 義	70分	70分	(一社)	
		B	○ 警備員の使命と心構え ○ 警備員の資質の向上					
	ロ 警備業法その他警備業務の適正な実施に必要な法令に関すること。	A	○ 警備業法の概要、憲法		講義及び実技	50分		50分
		B	○ 刑法、刑事訴訟法、遺失物法					
業務別教育	ハ 事故の発生時における警察機関への連絡その他応急の措置に関すること。	A	○ 警察機関等への連絡、通報要領 ○ 負傷者への救護と危険防止の措置及び避難誘導 ○ 現場保存	講義及び実技	60分	60分	神奈川県警備業協会講師	
		B	○ 救急蘇生法 等					
	イ 当該警備業務を適正に実施するため必要な道路交通関係法令に関すること。	A	○ 道路交通法 等		60分	60分		
	ロ 車両及び歩行者の誘導方法に関すること。	A	○ 車両及び歩行者の誘導要領 等					
	ハ 人又は車両の雑踏する場所における雑踏の整理の方法に関すること。	A	○ 雑踏の整理の方法と留意事項 等		60分	60分		
	ニ 当該警備業務を実施するために使用する各種資機材の使用方法に関すること。	B	○ 交通誘導警備業務用資機材の種類及び用途、機能 ○ 雑踏警備業務用資機材の種類及び用途、機能					
ホ 人若しくは車両の雑踏する場所又は通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生に際してとるべき措置に関すること。	B	○ 事故が発生した場合にとるべき措置等	60分	60分				
ヘ その他当該業務を適正に実施するため必要な知識、技能に関すること。	B	○ 報告、連絡、相談の徹底 ○ 受傷事故防止 等						
備考					5時間	5時間	合計 10時間	

協会案内図



住所 〒231-0026 横浜市中区寿町二丁目5番地の1
川本工業ビル5階

電話 045-225-8825

FAX 045-225-8707

<交通>

JR石川町駅 北口から徒歩5分